

難病

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

小慢

受給者証の有効期限の1年延長について

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、札幌市では、下記のとおり、特定医療費（指定難病）助成制度及び小児慢性特定疾病医療費助成制度（以下、「難病・小慢」という。）の受給者証の有効期限を1年間自動延長することとしましたので、ご案内いたします。

1 延長対象者と延長期間

延長対象者	受給者証の有効期限が、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方
延長期間	1年間

これにより、延長対象者は、**令和2年度の更新申請に係る臨床調査個人票や医療意見書の作成は不要**となります（新規申請や疾病追加は、通常通り作成が必要です）。

2 札幌市における受給者証の対応について

1に伴い、延長対象者に対し、有効期限を延長した新しい受給者証（以下、「延長証」という。）を、有効期限終了前に一律で交付します（自己負担上限額等の受給者証内容は引き継ぎます。）。

また、小慢については、このたびの延長により満20歳に到達する場合においても、有効期限を一律で1年間延長いたします。

<延長証の交付内容について>

種別	現在の有効期限	延長後の有効期限	延長証の交付時期
難病	令和2年9月30日 ^{※1}	令和3年9月30日 ^{※1}	令和2年7月（予定）
小慢	各月の月末 ^{※2} 又は 満20歳到達日の前日 ^{※2}	現在の有効期限に 1年を加えた日 ^{※3}	現在の有効期限の 約1か月前

※1 有効期限が9月30日ではない方（全市で約10名）については、小慢と同様の考え方となります。

※2 令和2年3月1日時点での有効期限

※3 現在の有効期限が「令和2年6月30日」の場合は、延長後の有効期限は「令和3年6月30日」となります。

3 他自治体における受給者証の対応について

厚生労働省からは、当面の間、現に延長対象者に交付されている受給者証を引き続き使用することとして差し支えないこと（有効期限を1年延長と読み替えて対応）と示されていることから、自治体により延長証を交付しない場合がありますのでご注意願います。

<延長対象者における受給者証の確認方法>

交付者	延長証の交付	受給者証内容の確認方法
札幌市	交付する	通常通り、現に有効な受給者証により内容を確認
他の自治体	交付する	
	交付しない	有効期限切れであっても、有効期限を1年延長したものと読み替えて対応

札幌市以外の自治体における延長証の交付状況や受給者証内容の確認が必要となった場合は、当該自治体に直接ご確認願います。

お問合せ先

〒060-0042 中) 大通西19丁目 WEST19 2F
札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係
TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223